## DAO総会規程

#### 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、KIBOTCHAスマートエコビレッジDAO合同会社(以下「本DAO」という。)の定款(以下「本定款」という。)第14条の規程に基づき、DAO総会(以下、DAO総会の構成員を「社員」という。)の適法かつ円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条(総会の構成)

総会は、すべての社員権トークン又はガバナンストークンを保有する者(以下「トークンホルダー」という。)をもって組織する。

2 トークンホルダーは自律的に投票を行うよう努めなければならない。

#### 第3条(削除)

## 第2章 総会投票の種類及び手続き

# 第4条(トークンホルダーによる議案の提案権等)

トークンホルダーは他のトークンホルダー9名及び業務執行社員1名以上の賛同を得ることで、 DAO総会で決議する議案の提案ができる。

- 2 業務執行社員は、トークンホルダー10名以上の賛同を得ることで、DAO総会で決議する議案の提案ができる。
- 3 前二項に従って提案された議題を、議題提案者が設定した3日間~14日間の期間の間で、設定された議論の場で議論し、明確に反対の意思表示をするものがいなくなった事項を、提案事項としてDAO総会に提案する。
- 4 前項の設定された期間を延長する場合は、当該議論の期間終了の2日前までに議題提案者が当該期間の延長を提案し、明確に反対の意思表示をするものがいない限り延長できる。延長できる期間は3日間~14日間とし、延長後も同様とする。
- 5 第3項に従って総会に提案できなかった事項は、当該期間終了日から1ヶ月間は、議案として 提案することができない。

# 第5条(免責事項)

前条に従いトークンホルダーから提案がなされた議題について、必要に応じて当該提案者及び 賛同者の意見を聞いた上で、業務執行社員は、第11条に定める免責事項に該当する場合は、 DAO総会で決議することを拒否するものとする。この場合、業務執行社員は、トークンホルダー に対し、拒否した理由及び根拠等の必要な説明をしなければならない

### 第6条(総会の決議事項)

総会における決議事項はその重要度に応じてレベル分けされ、前二条で定められる手続きを経て各議案が提案された場合に、同第7条に基づいて告知された電磁的方法によってDAO総会投票が実施される。重要度のレベルは1~5まで存在し、本DAO総会規程においてDAO総会が決議するレベル3~5を記載する。当該レベル3~5の投票におけるトークンホルダーの議決権の個数は、本DAOのトークン規程で別途定めるものとする。決議事項は本DAO総会規程第11条の免責事項に該当しないものでなければならない。

## (1)レベル5:DAO総会特別投票

- ① レベル5総会投票は、本DAOの存続や分散性の維持に大きな影響を与えうる、以下の最重要事項に関して議決する。
- ・社員が社員権トークン、ガバナンストークンホルダーがガバナンストークンを取得するために払い込んだ①金銭又は②給付した金銭以外の財産の使途の変更に関する信任
- ・トレジャリーの使途の変更に関する信任
- ・本DAOの議決権を伴う、新たなNFT、社員権又は社債の販売、又は当会社の各種トークン規程に記載のない方法でのガバナンストークンの発行等
- ・利益の配当及び残余財産の分配並びにそれに準ずる行為
- ・本DAOの資産への抵当権、質権、留置権、譲渡担保権その他の担保又は制限の設定
- ・本DAO当会社を債権者、第三者を債務者とする場合の、当該第三者の債務の免除、当該債務の利息の減免又は弁済期の延長
- 当会社の事業において重要な契約の締結、変更、解除又は終了
- ・総社員の同意を要する事項に係る同意内容案の事前協議及びその決定
- ・業務執行社員・代表業務執行社員の選任及び解任
- ・トークンホルダーに損害を及ぼすおそれがある定款変更の決定(ただし、本定款で別段の定めをする場合を除く。)
- ・社員権及びガバナンストークンの内容の変更並びにガバナンストークンホルダーとの契約の有利な変更
- ・DAO総会規程、トークン規程及び運営規程(トレジャリー管理規程に限る。)の変更
- ・倒産手続等開始の申立ての決定
- 清算人の解任
- 組織変更の決定
- ・会社法第793条、第802条又は第813条に従った当会社の吸収合併等についての吸収合併契約書等の締結及び当会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡の決定
- ・その他、業務執行社員の3分の1以上がレベル5に該当すると判断した事項
- ・その他、トークンホルダーがもつ総議決権数の10%以上がレベル5に該当すると判断した事項
- ・前各号を行うこと又は行うことにつき検討することを内容とする契約の締結
- ② レベル5の議案はDAO総会において法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、トークンホルダーがもつ総議決権数の10%を有するトークンホルダーが投票し、3分の2の賛成をもって決議する。

- (2)レベル4:DAO総会投票
- ① レベル4DAO総会投票は、協会運営に重要な事項で、DAO総会全体の審議が必要な以下の事項について議決する。
- ・トレジャリーの使途の決定(個別具体的な詳細の決定は除く)
- ・利益相反取引についての承認
- ・投票管理委員会長の選任及び解任
- ・レベル5に該当しない、定款(本店所在地及び公告方法の変更を除く。)、DAO総会規程、トークン規程及び運営規程(トレジャリー管理規程に限る。)の変更
- ・本DAO総会規程第9条で定めるレベル3該当事項(業務執行社員及び投票管理委員会への委任事項)の決定
- ・その他、トークンホルダーの5%以上がレベル4に該当すると判断した事項
- ② レベル4の議案はDAO総会において法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、トークンホルダーがもつ総議決権数の5%を有するトークンホルダーが投票し、投票した議決権の過半数をもって議決する。
- (3)レベル3:DAO総会臨時投票
- ① レベル3DAO総会投票は、本DAO総会規程第9条に基づいて、レベル4DAO総会投票を経て業務執行社員又は投票管理委員会に委任された事項のうち、委任された業務執行社員又は投票管理委員会がDAO総会全体の信を問う必要があると判断した場合に実施される。
- ② レベル3の議案はDAO総会において法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、定 足数は設けず、投票したトークンホルダーの投票数の過半数をもって承認とする。
- (4)解散:本DAOの解散は、社員権トークンホルダー全員の同意をもって議決する。
- (5)その他:定款、法令及び本DAO総会規程その他本DAOの規程で定められていない事項については、レベル3に該当するものとして、前号に従って必要に応じて決議を行うものとする。

#### 第7条(DAO総会投票の手続)

第4条及び第5条の手続きを経て、DAO総会投票を実施する場合には、投票管理委員会は、投票開始日の前日までに、トークンホルダーに対して次の事項を通知を電子的な方法でしなければならない。

- (1)DAO総会投票の開始日、期間及び具体的な電磁的方法
- (2)前条に基づいた該当意思決定レベル
- (3) 当該事項に係る議案の概要及び投票の選択肢
- 2 前項に関わらず、緊急に決議が必要である場合は、トークンホルダーがもつ総議決権数の 10%を有するトークンホルダーが投票し、3分の2の賛成をもって、直ちに投票を開始することが できる。

第3章 DAO総会の議事

### 第8条(投票管理)

当規程第4条~第7条に定めるDAO総会投票の管理は、投票管理委員会がこれにあたる。

- 2 DAO総会において議長を定める必要がある場合は、投票管理委員会長がこれにあたる。
- 3 DAO総会の議事については、技術的に変更が不可又は履歴が残る形で議事録を作成または議事を記録する。

#### 第4章 DAO総会における業務執行社員及び投票管理委員会の役割

# 第9条(業務執行社員及び業務執行社員会への委任)

DAO総会は、本DAO総会規程第5条レベル4DAO総会投票を通して、レベル5及びレベル4決議事項に該当しない全ての決議事項を業務執行社員又は業務執行社員会に委任することができる。

### 第10条(業務執行社員の説明義務)

業務執行社員は、DAO総会において、トークンホルダーから特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項がDAO総会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

### 第11条(免責事項)

業務執行社員は、次に定める免責事項に該当する場合に限り、トークンホルダーから提案された議題の拒否、DAO総会により議決された事項の差し止め、及び実施中の事業の差し止めを行うことができる。この場合、業務執行社員はトークンホルダーに対し、当該事項について必要な説明をしなければならない

## (1)法令に基づく場合

- (2)人の生命又は身体の保護のために必要がある場合
- (3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合等のやむにやまれない必要性がある場合
- (4)本DAOの定める、本DAO定款、規程に違反する場合

# 第5章 その他

#### 第12条(投票管理委員会)

DAO総会を運営する投票管理委員会には、投票管理委員会長がこれに当たる。

- 2 第7条及び前項の投票管理委員会長は、予めDAO総会投票において選任する。投票管理委員会長は複数名選任することができる。
- 3 投票管理委員会長が何らかの理由で不在の場合は、業務執行社員がこれに当たる。

#### 第13条(特例)

やむを得ない理由により第6条に基づく決議がなされない場合は、業務執行社員は決議がなされるまでの間、当該決議までに議決された事項に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財をすることはできない。

# 第14条(削除)

## 第15条(附則)

この規則の改廃は、DAO総会の決議を経て行う。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。 令和7年7月9日改正。